

## 1 記載上の注意

- (1) 「納税義務者欄」は、減免を受けようとする自動車の所有者（所有権留保の場合は使用者）の住所、氏名等を記入してください。
- (2) 「減免を受けようとする自動車の状況」欄は、減免を受けようとする自動車の「自動車検査証」に記載されている内容を記入してください。
- (3) 「障害者のために使用する状況」欄は、該当する口にチェックを入れてください。
- (4) 「障害者の状況」欄は、障害者手帳等に記載されているとおりに記入してください。
- (5) 複数の異なる種類の障害者手帳等の交付を受けている方は、障害の等級（程度）の重い方に該当する障害者手帳等について記入してください。
- (6) 「自動車を運転する者の状況」欄は、減免を受けようとする自動車を専ら運転する方の住所、氏名、申請者との続柄及び運転免許証に記載されている内容を記入してください。

## 2 申請書に添付する書類

納税義務者、障害者及び運転者が同一でない場合は、福祉事務所若しくは福祉事務所を設置しない市町、戦傷病者の援護事務を処理する機関又は保健所の長が発行する「生計同一証明書」又は「常時介護証明書」を添付してください。

## 3 申請の際に提示するもの

- (1) 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳の原本（複数交付されている場合はすべて）
- (2) この減免申請の対象とする自動車を専ら運転する人の運転免許証（両面）のコピー
- (3) 減免を受けようとする自動車の自動車検査証原本
- (4) 既減免車両があった場合は、「移転登録後の自動車検査証」又は「一時抹消登録証明書」

## 4 その他

- (1) 減免を受けることができる自動車（軽自動車を含む。以下同じ。）は申請者1人につき1台ですから、既に減免を受けている自動車（軽自動車）がある場合、この減免申請書を提出するときまでに「移転登録」又は「抹消登録」をすることが必要となります。
- (2) 自動車検査証又は軽自動車届出済証に「事業用」と記載されている自動車又は軽自動車は、減免を受けることができません。
- (3) 減免を受けることのできる額には、上限額があります。上限額を超える分については、減免を受けることができる場合にも課税の扱いとなります。減免の上限額は、次のとおりです。
  - ア 自動車税種別割：45,000円（法第177条の10第1項又は第2項の規定により月割をもって課する場合にあっては、45,000円に当該月数を乗じて得た額を12で除して得た額）。ただし、グリーン化対象の自動車については、その額にグリーン化を適用した後の額とする。
  - イ 自動車環境性能割：300万円に身体障害者等の利用に供するための構造変更又は身体障害者が運転するための構造変更に必要な金額を加算した額に税率を乗じて得た額